

福祉課からのお知らせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

〔児童扶養手当〕

母子家庭や父子家庭、または母が重度の障害にある家庭等で、児童を養育している受給資格者に支給される制度です。手当額は受給資格者が養育する児童の数、受給資格者又は生計が同じ扶養義務者（祖父母等）の所得等により決定します。現在、児童扶養手当を受給している方は、8月31日(火)までに現況届を提出してください。

〔特別児童扶養手当〕

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。現在、特別児童扶養手当を受給している方は、9月12日(月)までに所得状況届を提出してください。

※いずれの場合も、支給要件および所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業について

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため^{※1}一年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

■対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方
・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方
・養成機関で^{※1}一年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
・就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方
・過去に同一の給付を受給していない方

※令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6カ月以上

■対象となる資格

看護師・准看護師／保健師・助産師／介護福祉士／保育士／歯科衛生士／美容師／調理師など

■給付金の支給額（修業期間のうち、最長4年間支給）

○高等職業訓練促進給付金（月額）

(1) 町民税非課税世帯 10万円
(2) 町民税課税世帯 7万5000円

※修業期間の最後の12カ月は、
(1) 町民税非課税世帯 14万円
(2) 町民税課税世帯 11万5000円

○修了支援給付金（修了後支給）
(1) 町民税非課税世帯 5万円
(2) 町民税課税世帯 2万5000円

■給付金を受けるための手続き
高等職業訓練促進給付金を希望される方は、受験前に事前相談が必要です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）のお知らせ

■給付金の支給対象となる方

- (1) 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給されている方で、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の方（令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象となります）
※申請不要。対象者には支給済みです。
 - (2) 令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の方で、平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童（高校生等）を養育されている方
 - (3) 令和4年度分の住民税が課税の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となった方
- ※(2)(3)いずれかに該当する方は申請が必要です。

■給付額

児童一人当たり一律5万円

■手続きに必要なもの

本人確認書類、通帳の写し、収入額が分かる書類等

■申請場所

福祉課、各総合支所

■申請期限

令和5年2月28日(火)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

